

## 議案第43号

天理市個人情報保護条例の一部改正について

天理市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年6月12日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人情報保護条例の一部を改正する条例

天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ただし書を削り、同条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第7条中「超えた個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部におけ

る利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第23条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第24条第2項中「自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「中止」の次に「又は特定個人情報の利用の停止若しくは消去若しくは提供の停止」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の2の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第25条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第25条の2 実施機関は、実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施を

した場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該決定の内容を総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に書面により通知しなければならない。

第27条第1項中「に個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第25条の次に1条を加える改正規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。